

# これだけは知っておきたい！！

# 消費税軽減税率対策セミナー

## ■セミナー概要

平成 31 年 10 月より、消費税率が現行の 8%から、10%に引き上げられるのと同時に、消費税軽減税率がスタートします。

軽減税率制度がスタートすることにより、経理処理等において新たな事務の増加が予想されるなど、今から計画的に準備する必要があります。

本セミナーでは、これだけは知っておきたい、軽減税率の内容や企業の対応策、また、レジ入れ替え等に利用できる「消費税軽減税率対策補助金」の内容についてレクチャーいたします。

## ■開催概要

- 日時 平成 30 年 11 月 27 日(火) 14:00~16:00
- 会場 小田原箱根商工会議所 B1F 第 1 会議室 (小田原市城内 1-21)
- 定員 30 名
- 受講料 無料
- 講師 東京地方税理士会小田原支部会員
- 主催  
共催  
協力  
後援
  - ・小田原箱根商工会議所 中小企業相談部
  - ・(公社)小田原法人会
  - ・東京地方税理士会小田原支部
  - ・さがみ信用金庫
- お申込 商工会議所…FAX (0460-86-4411) または、電話 (0460-85-6245) にて。  
法人会 …FAX (0465-23-5109) または、電話 (0465-23-3641) にて。  
※申し込み後、当日会場へお越しください。(受講票等はありません)

- お問合せ 小田原箱根商工会議所 箱根支部 担当：内田 電話：0460-85-6245  
(公社)小田原法人会 担当：石塚 電話：0465-23-3641

## 消費税軽減税率対策セミナー参加申込書

※切り取らずこのまま FAX 商工会議所 (0460-86-4411) 又は、法人会 (0465-23-5109) をお願いします

事業所名		電話番号	
住所	〒		
受講者名			